

「地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」に対する意見募集について

- 平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づく、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、本市は、地方税法等による地方税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等による森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務において、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有しています。
- 特定個人情報ファイルを保有するときは、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づき、特定個人情報評価を実施し、評価書を公表する必要があります。
- この度、令和 8 年 1 月に利用する一部システムが標準準拠システムへ移行すること等に伴い、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、重要な変更を含む修正案を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 23 日（月）まで

※郵送の場合は、令和 7 年 6 月 23 日（月）付けの消印まで有効です。

2 資料の閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ
- (2) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）
- (3) 各区役所市政資料コーナー
- (4) 川崎市公文書館
- (5) 財政局税務部税制課（川崎市役所本庁舎 11 階）

3 意見の提出方法

御意見は、郵送、持参、ファクシミリ又は専用フォームのいずれかでお寄せください。

- ・ 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」、「住所」、「電話番号」を明記し提出してください。
なお、氏名、住所及び電話番号は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- ・ 専用フォームは、川崎市ホームページの「地方税法等による地方税の賦課徴収等に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」に対する意見募集」又は「特定個人情報保護評価書について」のページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って御利用ください。
- ・ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を市ホームページで公表します。

4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市財政局税務部税制課

電話：044（200）2192

FAX：044（200）3906